

令和3年6月18日

保護者の皆様へ

神戸第一高等学校
校長 原 潤之輔

緊急事態宣言解除後のまん延防止等重点措置地域指定に伴う新型コロナウイルス感染対策について

保護者の皆様におかれましては平素より本校教育についてご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本県は新型コロナウイルスの感染予防にかかる緊急事態宣言の解除後の後継措置として、「まん延防止等重点措置」対象地域に指定されました。

つきましては、複数の変異型ウイルスが流行しており、なお、一層の感染予防対策を講じる必要がある状況を鑑み、7月11日までの指定期間中、本校は引き続き対応の徹底を図ることとします。

具体的には、部活動等については県教育委員会の通知に準じることとし、裏面に示します。ただし、許可を得た部活動についてはこの限りではありませんので、各部とも必ず顧問に確認してください。

また、3密が避けられない球技大会については中止・延期を決定しましたのでお伝えします。

本校ではかねてより、十分な対応を図ってきたところであり、4月以降、PCR検査結果が陽性反応の生徒も複数出はしたものの、学校としましては直ちに濃厚接触(マスクを外して近距離で15分以上飲食・会話をした)が疑われる生徒の聞き取り調査を行っており、該当する生徒は自宅待機をお願いしたうえで、保健所や医師の指示を受けたそれぞれのご家庭が適切な対応をいただいております結果、校内における二次感染・クラスターは発生しておりません。

今後も、学校医・保健所と連携しながら感染予防に十分配慮いたしますが、ご家庭におかれましても、今しばしの間、一層の感染予防対策をお願いいたしますとともに、コロナ罹患が疑われるような発熱等の体調不良の場合には、出席停止として欠席扱いとは致しませんので、無理に登校させず、ご一報くださいますよう、よろしく願いいたします。

新型コロナウイルス感染防止にかかる出席停止の扱いとなるのは以下の場合です。

- ・ 医師や保健所によりコロナウイルス感染症に罹患したと診断・判断された場合。
- ・ 医師・保健所より感染者の濃厚接触者に特定された場合。
- ・ 基礎疾患があり、主治医に登校を見合わせるように指導を受けた場合。
- ・ 本人や同居の家族が発熱等の体調不良である場合。

いずれの場合も、医師・保健所の指示する待機期間について、欠席としない出席停止として扱います。

出席停止の扱いは、まずは学校へご一報いただき、後日、「学校感染症【新型コロナウイルス感染症】治療証明書」を担任から受け取り、ご提出いただく必要があります。

なお、学校でのワクチン接種について、様々に報道されているところですが、今現在の状況としては、

- ①県立高校は開設しない。
- ②本校は集団接種場所開設の条件である1000人超の規模に達していない。
- ③実施可能な時期が早くても8月半ばになるとのことから、開設しない予定ですので、ご了承ください。